

## 第4回

根室市農業委員会総会

### 議事録

日 時 令和2年10月26日(月)

自 10時30分

至 12時00分

場 所 根室市役所第2委員会室

根室市農業委員会

議席番号	氏名	出席	欠席	備考
1	福田光宏	○		
2	加藤珠江	○		
3	吉田純一	○		
4	市橋久	○		
5	田中照義	○		
6	伊藤久美子	○		
7	横峯祐子	○		
8	小笠原忠行		○	
9	田中俊彦	○		
10	古川哲也	○		
11	野村正浩	○		
事務局	事務局長 鵜飼豪生	○		
	農地主査 上野崇仁	○		
	局員 鈴木千亜紀	○		

出席委員(10名)

1番	福	田	光	宏
2番	加	藤	珠	江
3番	吉	田	純	一
4番	市	橋		久
5番	田	中	照	義
6番	伊	藤	久	美子
7番	横	峯	祐	子
9番	田	中	俊	彦
10番	古	川	哲	也
11番	野	村	正	浩

欠席委員(1名)

8番 小笠原 忠 行

出席職員

事務局長	鵜	飼	豪	生
農地主査	上	野	崇	仁
局 員	鈴	木	千	亜紀

議 件

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について

鵜飼局長	只今から、第4回農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	(あいさつ)
議長	委員の出欠状況について、事務局長より報告をさせます。
鵜飼局長	本日の出席委員は10名で欠席の旨通知がありました委員は8番小笠原忠行委員です。以上で報告を終わります。
議長	只今、事務局より報告がありましたように、現在のところ10名全員の出席でございますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項、並びに「根室市農業委員会会議規則」第6条の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。
議長	これより第4回総会を開会いたします。
議長	次に、議事録署名委員の指名ですが、議長より指名いたします。 議事録署名委員に、7番横峯祐子委員、10番古川哲也委員以上の委員を指名いたします。
議長	次に、議事参与の制限について申し上げます。 「農業委員会等に関する法律」第31条並びに「根室市農業委員会会議規則」第10条の規定により該当する委員は、議案第1号に関連して○番 ○〇〇〇委員、議案第2号に関連して○番 ○〇〇〇委員、議案第3号に関連して○番 ○〇〇〇委員です。
議長	次に、会務報告をいたします。事務局長より報告をさせます。
鵜飼局長	(会務報告)
議長	それでは、議事日程6、議件の審議に入ります。 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。



議長	他に発言はございませんか。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」
議長	ご異議ないものと認め、整理番号 18 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	続いて、整理番号 19 の案件について質疑に入りますが、議事参与の制限に基づき○番 ○〇〇〇委員暫時退席願います。
	(○〇〇〇委員退席)
議長	順次発言を許します。
上野主査	○〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですが、○〇〇〇〇と筆界未定地となっている案件であります。地図上の斜線部分は○〇〇〇さんが現在使用している場所となっています。
市橋委員	その部分の土地の表示ですが、一枚の畠として使用しているかと思いますが、土地の表示は○〇〇と○〇〇に分かれているのですか。
上野主査	はい、分かれています。地図上の線を境に左側が○〇〇右側が○〇〇となっています。
市橋委員	わかりました。



	場、倉庫。4,調査員氏名、東部班4名他事務局。5,申請の理由、地目変更登記のため。6,土地の所在は次のページになります。
	受付番号1に関しまして、○○○○○○○○○○○○の案件ですが、平成○○年○○月に4条の転用申請がありまして、同月の総会にて許可になった案件であります。○○○○○○○○○○○の案件も、10月に追認で転用許可になった案件であります。
議長	委員受付番号1に関して説明願います。
横峯委員	10月19日に西部地区の農地パトロールがあり、その際に委員5名と事務局とで確認してまいりました。現地は酪農舎、倉庫、畜舎、道路・排水路となっておりましたので、農地、採草放牧地以外と判断いたしました。
議長	受付番号1の案件について質疑に入りますが、議事参与の制限に基づき○番 ○○○○委員暫時退席願います。
	(○○○○委員退席)
上野主査	案件とは異なりますが、酪農舎脇の道路の部分については当初、国営かんがい排水事業であり、最終的に国が買収をしないのであれば、畜舎建設する際に脇の道路部分も同時に作業道路として転用申請できないのか考えています。
市橋委員	この先も国営かんがい排水事業が継続されると思われる所以、同じ様な案件が出てくる可能性がある。
上野主査	道路部分は貸借として取扱いされるのか分からぬ。
田中照義委員	道路部分に関しては、国営かんがい排水事業ででた残土を置く場所として工事期間中、部分使用として使用許可得ているが工事終了後のままになってしまう。
上野主査	それは、最終的には道路の部分は○○○○本人名義のままということですか。

田中照義委員	そういうことになります。
上野主査	最初に畜舎を建築する際に道路の部分も併せて転用できないのか。そのようにできれば事務局で指導もできると思う。
田中照義委員	それは、タイミング的に難しいと思う。 畜舎は分筆、道路は部分使用で工事終了までとなっている。工事時期が異なれば可能かと思うが、同時期だと不可能だと思う。
上野主査	わかりました。
議長	暫時休憩に入ります。
	(暫時休憩)
議長	引続き○○○○委員退席願います。
	(○○○○委員退席)
議長	休憩前に引き続き審議を続けます。
議長	順次発言を許します。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」
議長	ご異議ないものと認め、受付番号1の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長	○〇〇〇委員着席願います。
議長	原案のとおり可決されました。
議長	続いて市橋委員、受付番号 2 に関して説明願います。
市橋委員	10月21日に農地パトロールがあり、その折に現地確認してきました。場所は、○〇〇〇〇〇を通り過ぎまして○〇〇の向かい側、○〇〇〇を下がる途中にありました。既に倉庫が建設されていて、周りは○〇となっていましたので、農地、採草放牧地以外と判断いたしました。
議長	受付番号 2 の案件について質疑に入ります
議長	順次発言を許します。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」
議長	ご異議ないものと認め、受付番号 2 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。
上野主査	議案第3号、「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について」 次の者から「農地法6条第1項の規定による農地所有適格法人報告

		書」の提出があったので承認をもとめます。○〇〇〇〇、○〇〇〇〇〇〇〇〇。ここで「農地所有適格法人」の要件を説明いたします。まず最初に法人形態、これは「株式会社及び農事組合法人（合名会社・合資会社・合同会社）」でならなければならない。次に事業要件についてですが、これは「主たる事業が農業」であるということです。「農業に該当しない事業」の売上高が農業の売上高の過半以下とならなければならない。次に議決権の要件ですが、農業関係者の割合が過半以上でならなければならない。最後に役員要件ですが、全員が1年間に150日以上農作業に従事していなければならぬ。その点を鑑みまして○〇〇〇〇、○〇〇〇〇〇〇〇〇はその要件を満たしている者と考えます。
議長		これより、○〇〇〇〇について質疑に入りますが、議事参与の制限に基づき〇番　〇〇〇〇委員暫時退席願います。
		(〇〇〇〇委員退席)
議長		順次発言を許します。
(委員)		「ありません」
議長		お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)		「異議なし」
議長		ご異議ないものと認め、〇〇〇〇〇に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議長		全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長		〇〇〇〇委員着席願います。
議長		原案通り可決されました。

議長	続いて○○○○○○○○について質疑に入ります。
議長	順次発言を許します。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」
議長	ご異議ないものと認め、○○○○○○○○○○に関して採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	次に議事日程 7 「その他」に入ります。
議長	「令和 2 年度農地パトロールの結果について」東部班報告願います。  (市橋東部班長より、別紙資料により全て適正に利用されている旨の報告あり。)
議長	次に西部班報告願います。  (古川西部班長より、別紙資料により全て適正に利用されている旨の報告あり。)
議長	お諮りいたします。本総会に付託された議件はすべて議了いたしました。よって、本日の総会を閉会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。
(委員)	「異議なし」

議長	ご異議なしと認めます。よって、本日の総会を閉会いたします。 ご苦労様でした。
----	---

令和2年10月26日

議長 野村正浩

議事録署名委員 7番 横峯祐子

議事録署名委員 10番 古川哲也